

情報コーナー (5頁からのつづき)

障害のある方の「働きたい」を応援します

中央区障害者就労支援センターでは、障害のある方(身体・知的・精神・発達障害など)の一般企業などへの就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けることができるよう、就労と生活に関する相談や支援を行っています。

【利用日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時

【利用できる方】 区内在住の障害のある方およびその家族、障害者雇用に関わりがあるかまたは検討している企業や事業者など

【こんな時に利用できます】 ・就職したいけど、会社の探し方や面接の受け方が分からない ・就職したけれど、職場で困ったことが起きてしまった ・障害のある方を雇用したいけれど、どうすればいいか分からない、もしくは障害のある方を雇用しているけれど、どう接していいか分からない

ニコドットコム」を開催しています。この会は、参加者が歓談や音楽、ゲームなどを思い思いに楽しむ交流と憩いの場となっています。

【利用料】 無料(交通費などの実費は自己負担)

【利用方法】 事前に電話などでご相談ください。なお、手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、持参してください(手帳をお持ちでない方も利用できます)。

☎中央区障害者就労支援センター (3865)3889 FAX(3865)3662 Ework@shakyo-chuo-city.jp

ボランティア・区民活動センターからのお知らせ

- 主な事業の紹介 ・ボランティアに関する相談や情報提供、活動のコーディネート ・ボランティア情報紙「月刊キャッチボール」の発行 ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・視覚障害者および知的障害者外出介護事業 ・災害ボランティア保険料助成事業

います。詳しくはホームページをご覧ください。

使用済み切手・プリペイドカード、書き損じはがきを集めています

集まった切手・カードはボランティア団体「スタンプの会」によって整理分類後、業者を通じて換金されます。これらの収益はボランティア事業の貴重な資金として活用されます。また、書き損じはがきは切手などに交換され、地域の福祉事業に役立てられます。

【使用済み切手】 台紙や封筒から剥がさずに5ミリから10ミリほど余白を残して切り取ってください。

【使用済みプリペイドカード】 テレホンカード、クオカードなどの磁気カードが対象です。

【書き損じはがき】 書き損じで未投函の年賀はがきや郵便はがきを集めています。

【福祉体験出前講座】 ボランティア活動や地域福祉活動に関心のある区内の団体、学校、企業などに出向き福祉体験出前講座を開催しています。

内容や開催日時、場所などについてはご相談に応じますので、お気軽にお問合せください。 ◎事前に打合せが必要となりますの

で、実施予定の2カ月前にはお問合せください。

〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5 中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センター ☎(3206)0560 FAX(3206)0601 HPhttp://www.shakyo-chuo-city.jp Evc@shakyo-chuo-city.jp

清掃工場個人見学会

日平成27年1月10日(土) 午後1時30分～3時 場中央清掃工場(中央区晴海5-2-1)

対どなたでも参加できます。 定50名(先着順) 費無料 申1月8日(木)までに電話で申込み(受付は月～土曜日の午前9時～午後5時)。

◎現地集合、現地解散です。 ◎車での来場はご遠慮ください。 ◎清掃工場内での食事はできません。 場中央清掃工場 ☎(3532)5341



凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 定員 費用 申込方法 問合わせ(申込)先 HPホームページアドレス Eメールアドレス

「区長への手紙」から

区民の皆さんからの意見・要望・提案などをお聴きする「区長への手紙」をご存じですか。区施設のカウンターに備えてある広聴はがきのほかEメール・広聴ファクス・投書箱でも受け付けています。 なお、お寄せいただいた内容を具体的に聴き取りたい場合もありませんので、連絡先・氏名の記入をお願いします。 ここで、平成26年度前半に寄せられた「区長への手紙」の中から、いくつかをご紹介します。

Q ヴィラ本栖が好きですが2泊しても何もすることができず少々退屈します。観光ツアーなど作っていただけたらいいです。直通バスをうまく組み込めないでしょうか。例えばバスに河口湖発着を加えるとか。車で来ている方もそう多くないです。(4月投書) A ヴィラ本栖では、事業者のマイクロバスで可能な範囲ですが、ご希望に応じた本栖湖周辺の観光案内を行っておりますので、宿泊予約の際にフロントへお申し出ください。また、同様に河口湖駅までの送迎を行っていますのでご利用ください。(5月投書) A 客引きなどの勧誘行為に

し罰則を設け警視庁が取り締まりを実施しています。区からも投書の内容を所轄の久松警察署に連絡し、パトロール強化などの対応を依頼しました。 Q 区の方からと、名刺を持参せず手作りのような身分証を掲げ、耐震の助成という名目で男が訪問してきました。区からこういった飛び込み営業的な行為をするのですか。断ったら理由を要求してきました。区でなければ警察へ連絡します。(6月投書) A 区では耐震診断や耐震改修のお願いに伺う際には事前に文書での通知や電話で連絡を行っています。今年初めにも区をかたる耐震業者の通報があり、注意喚起のチラシの回覧などを行いました。同様のことがありましたら、その場で区へご連絡ください。(6月投書) Q 6月は、健康保険料や税金の支払いが重なります。まとめて払うのは苦しいので、税金の支払目を分散してもらえように関係機関と検討してください。(6月投書) A 住民税は地方税法により納期を4期に分け、それぞれの納期限までに納付していただくことになっています。しかし、定められた納期限までに納付することが困難な場合は、生活の状況

などを勘案した上で、分割して納付することもできます(延滞金がかかる場合があります)。 Q 最近、11時半頃から車やワゴンで違法なお弁当販売が目立ちます。毎日、いろいろな弁当屋が来ています。1・2週間監視を強化していただけないですか。(6月投書) A 7カ所を調査し、改善の指導を行いました。今後も継続して監視指導していきます。 Q お盆の時期は開業医は1週間以上休みになるところが多く、非常に困ります。休日応急診療は土日しかやっていないようです。お盆も当番医制か休日急患診療所の開設など歯科も含めて対応検討をお願いします。(7月投書) A 休日応急診療所は、かかりつけ医の休診時の緊急対応を行う診療所のため、継続した治療への対応ができないことから一定期間であっても開設することは困難です。急病患者へは、医療機関案内サービスひまわりなどで医療機関の情報を提供しています。 Q 催事の参加申込方法は、はがきでの申込みが多いようですが、メールの申込方法を必ずつけていただきたいです。(8月投書) A 区で実施しているさまざまな催事は、インターネットで申込みが可能な電子申請があります。セキュリティに配慮した通信での申込みが可能であり、多くの方に利用されています。パソコン、タブレット、携帯電話からも利用可能な電子申請をご利用ください。 Q 月島第三小学校に子どもが通学していますが、同校では、英語の教育が重視されています。国際化に対応するために、英語教育を小学校から遂行しなければなりません。教育課程に、英語教育をもっと強化することを強く要望します。(8月投書) A 小学校の「外国語活動」は、学習指導要領に基づき第5・6学年で日常生活などに関する内容を中心に英語指導を行っています。さらに、区独自で外国人講師を配置し第5・6学年に授業を行うほか、外国人講師による英語指導を第1学年から行っています。 紹介したもののほか、保育園の入園に関するもの、屋外での喫煙に関するものなど、さまざまなご意見ご要望がありました。 なお、区の事業以外のものは個人情報保護の観点から本人の了解を得て、都や警察署などの担当機関に対応依頼します。 ※意見などの送付(問合せ)先 〒104-18404 中央区築地1-1-1 広報課広聴係 ☎(3546)5222 FAX(3546)2095